

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 25 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定による。

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<u>（初任給及び昇格昇給の基準）</u>	<u>（昇給の基準）</u>
第4条 新たに職員となった場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、規則で定める。	第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。
2 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。	2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。
3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前で規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行い、又は行わないものとする。	3 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との均衡上必要と認めるときは、規則の定めるところによりその者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。
4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（別表第1の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下「行(1)5級職員」という。）については、1号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。	4 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給を標準とした上位の号給に規則で定めるところにより昇給させることができる。ただし、別表第1の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下「行(1)5級職員」という。）の昇給については、職員が現に受けている号給を受けるに至った時から36月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給を標準とした上位の号給に規則で定めるところにより昇給させることができる。
5 55歳に達した日以後最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「零」とする。	5 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項本文の規定にかかわらず、その現に受ける号給より5号給以上上位の号給若しくはこれに準ずる給料月額まで昇給させることができる。
6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。	6 職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額で
7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。	
8 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若し	

くは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（管理職手当）

第10条の3 ……略……

2 ……略……

3 第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員には、第14条から第16条までの規定は、適用しない。

（管理職員特別勤務手当）

第18条の2 第10条の3第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2及び3 ……略……

（期末手当）

第24条 ……略……

ある場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は昇給しない。ただし、規則で定める者については、その職員の属する職務の級における給料表の幅の最高額を超えて、規則の定めるところにより昇給させることができる。

7 前3項の規定にかかわらず、職員が58歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する場合は、当該3月31日の翌日以後昇給させることができない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、規則の定めるところにより、昇給させることができる。

8 前4項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（管理職手当）

第10条の3 ……略……

2 ……略……

3 第1項の管理職手当の支給を受ける職員には、第14条から第16条までの規定は、適用しない。

（管理職員特別勤務手当）

第18条の2 第10条の3第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2及び3 ……略……

（期末手当）

第24条 ……略……

2 期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表第4に掲げる在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。

……略……	……略……
-------	-------

3 期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4～7 ……略……

（勤勉手当）

第24条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の17日（当該日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、それらの日の前日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項に規定する職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表第4に掲げる在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。

……略……	……略……
-------	-------

3 前項に規定する期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4～7 ……略……

（勤勉手当）

第24条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の17日（当該日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、それらの日の前日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職

くは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の95（行(1)4級職員にあっては100分の115、行(1)5級職員にあっては100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項に規定する職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の45（行(1)4級職員及び行(1)5級職員にあっては100分の55）を乗じて得た額の総額

3 勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4～6 ……略……

（不支給特例）

第24条の2の3 退職手当管理機関（立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号。以下「退職手当条例」という。）第14条第2号に定める退職手当管理機関をいう。以下同じ。）は、次の各号の一に該当する場合においては、第24条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 退職手当管理機関が、基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前条及び次号に掲げる者を除く。）に対し、まだ当該基準日に係る期末手当が支給されていない場合において、その者が在職期間中に懲戒免職等処分（退職手当条例第14条第1号に定める懲戒免職等処分をいう。以下次号において同じ。）を受けるべき行為をしたと認めたとき。

(2) ……略……

し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の90（行(1)4級職員にあっては100分の110、行(1)5級職員にあっては100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の42.5（行(1)4級職員及び行(1)5級職員にあっては100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3 前項に規定する勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4～6 ……略……

（不支給特例）

第24条の2の3 退職手当管理機関（立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号。以下「退職手当条例」という。）第14条第2号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。）は、次の各号の一に該当する場合においては、第24条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 退職手当管理機関が、基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前条及び次号に掲げる者を除く。）に対し、まだ当該基準日に係る期末手当が支給されていない場合において、その者が在職期間中に懲戒免職等処分（退職手当条例第14条第1号に規定する懲戒免職等処分をいう。以下次号において同じ。）を受けるべき行為をしたと認めたとき。

(2) ……略……

2 及び 3

……略……

(期末手当の一時差止め)

第 24 条の 2 の 4

……略……

2

……略……

3 退職手当管理機関は、一時差止処分について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき、又は第 5 号に該当する場合において、これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 1 項第 1 号の定めにより一時差止処分を受けた者（前条第 1 項の規定に該当する行為があると思料された場合を除く。次号及び第 3 号において同じ。）が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 第 1 項第 2 号の定めにより一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 第 1 項第 2 号の定めにより一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合
- (4) 第 1 項第 3 号の定めにより一時差止処分を受けた者について、前条第 1 項の規定に該当する行為があると認められないことが明らかになった場合

2 及び 3

……略……

(期末手当の一時差止め)

第 24 条の 2 の 4

……略……

2

……略……

3 退職手当管理機関は、一時差止処分について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき、又は第 5 号に該当する場合において、これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 1 項第 1 号の規定により一時差止処分を受けた者（前条第 1 項の規定に該当する行為があると思料された場合を除く。次号及び第 3 号において同じ。）が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 第 1 項第 2 号の規定により一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 第 1 項第 2 号の規定により一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合
- (4) 第 1 項第 3 号の規定により一時差止処分を受けた者について、前条第 1 項の規定に該当する行為があると認められないことが明らかになった場合

(5) <u>第1項第3号の定め</u>により一時差止処分を受けた者について、前条第1項の規定に該当する行為があると認められることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合 4～6 ……略…… (退職手当審査会による調査審議) 第24条の2の5 ……略…… 2 ……略…… 3 退職手当審査会は、第24条の2の3第1項第2号の<u>定め</u>による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。 4～6 ……略…… (育児休業者の給与) 第26条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づき、育児休業の承認を受けた職員には、育児休業の期間中、給与を支給しない。 2～4 ……略……	(5) <u>第1項第3号の規定</u>により一時差止処分を受けた者について、前条第1項の規定に該当する行為があると認められることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合 4～6 ……略…… (退職手当審査会による調査審議) 第24条の2の5 ……略…… 2 ……略…… 3 退職手当審査会は、第24条の2の3第1項第2号の<u>規定</u>による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。 4～6 ……略…… (育児休業者の給与) 第26条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>」という。）第2条第1項の規定に基づき、育児休業の承認を受けた職員には、育児休業の期間中、給与を支給しない。 2～4 ……略……
---	--

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の立川市一般職の職員の給与に関する条例第24条の2の規定の平成29年12月1日における適用については、同条第2項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の115」とあるのは「100分の120」と、「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第2項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

